

# 報 告 事 項

項 目	説 明
<p><b>1 地方公務員共済組合制度における非常勤職員等への適用拡大について</b></p>	<p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法及び関係政令等が改正され、令和4年10月1日より次のいずれかの要件を満たす非常勤職員等（パートタイム会計年度任用職員）が公立学校共済組合員となり、短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用され、長期給付事業（厚生年金）については、日本年金機構に加入することとなった。</p> <p>ア 常勤職員の所定勤務時間以上勤務しており、任用期間が2月を超える            イ 1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上であり、任用期間が2月を超える            ウ ア、イ以外で、以下のすべての要件を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること</li> <li>・ 2月を超えて使用されることが見込まれること</li> <li>・ 報酬月額が8万8千円以上であること</li> <li>・ 学生でないこと</li> </ul> <p>なお、共済組合の全ての事業（長期給付事業、短期給付事業、福祉事業）が適用されていた臨時的任用職員も短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用され、長期給付事業（厚生年金）については、非常勤職員等（パートタイム会計年度任用職員）と同様、日本年金機構への加入となった。</p> <p>また、共済組合の全ての事業が適用されている常勤職員等を「一般組合員」といい、短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用される非常勤職員等を「短期組合員」という。</p>
<p><b>2 地方公務員共済組合制度の非常勤職員等への適用拡大による年金関係事務の取り扱い</b></p>	<p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法及び関係政令等が改正され、令和4年10月1日より非常勤職員等が公立学校共済組合員となった。</p> <p>この改正により臨時的任用職員等が一般組合員から短期組合員となり長期給付事業が適用除外となったことにより、将来の年金受給に備え資格取得日から令和4年9月30日までの組合員期間を年金待機者として登録するため退職届書等の提出が必要であったが、地方公務員等共済組合法施行規程の改正により退職届書等の提出が不要となった。</p> <p>なお、短期組合員としての資格喪失時（任用終了日）には退職届書等の提出は必要となる。</p>

### 3 支部保健事業検討委員会の報告について

令和4年度に設置した「支部保健事業検討委員会」から、令和4年11月29日付けで報告書が提出され、保健事業の今後の方向性について、以下のとおり提言が行われた。概要は次のとおり。

#### (1) 検討委員会の設置の経緯及び検討の視点

現在の支部保健事業については、平成29年6月29日付けで当共済組合本部が制定した『保健事業実施に関するガイドライン』及び、平成29年12月8日付けの『公立学校共済組合静岡支部保健事業検討委員会報告書』に基づき実施している。前回の支部保健事業検討委員会から5年が経過し、この間に当共済組合を取り巻く状況は大きく変化していることから、改めて現状の保健事業の内容や意義を見直し、社会情勢の変化や組合員のニーズに対応した、将来にわたる事業の方向性を検討する必要性が生じたため、支部保健事業検討委員会が設置された。

なお、保健事業の実施状況や課題などを踏まえ、次の視点から今後の支部保健事業の在り方について検討を行った。

##### ア 健康管理事業

- ・疾病の早期発見及び若年層に対する健康への意識付けを考慮した、人間ドック及び脳ドックの効果的な受診対象年齢の検討。
- ・令和5年度からの定年引上げへの対応として、60歳以上の組合員の取扱いについての検討。

##### イ 一般事業

社会状況の変化に伴い、ライフスタイルや働き方等が多様化していることから、組合員のニーズを反映した事業への転換の検討。

##### ウ 事業の見直しや拡充

財源を有効活用するとともに、将来にわたる安定的な事業運営の確保を前提とした検討。

#### (2) 具体的な事業の見直し内容

保健事業の評価及び課題の洗い出しを行った上で、その具体的な対応策を検討し将来の財源を検証の上、次のとおり見直しの提言が行われた。

##### ア 人間ドック事業：30歳代の対象年齢拡充

定年引上げの影響を見極め、財政状況を勘案した上で検討されたい。

##### イ 脳ドック事業：対象年齢の見直し

	41歳	46歳	51歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	61歳
現 行	-	○	○	この間に1回					-
見直し案	○	○	○	-	○	-	-	-	○

- ・令和5年度から41歳を追加（脳血管疾患が高まる40歳代の受診機会拡充）
- ・令和6年度から56歳に固定（固定化による受診先延ばしの防止）
- ・令和6年度から61歳を追加（定年引上げへの対応）

##### ウ 一般事業：スクラップ&ビルド

現行の4事業を廃止し、令和5年度から組合員が年齢、性別などにとらわれずに健康、生きがい、趣味などが幅広く選択できる「ベネフィット・ステーション」（福利厚生代行サービス）に移行されたい。

現 行	見直し案
教職員元気回復事業	ベネフィット・ステーション事業 〔 優待価格での施設利用、サービス の提供、物品購入等 〕
介護講座事業	
結婚祝品事業	
出産保育事業	

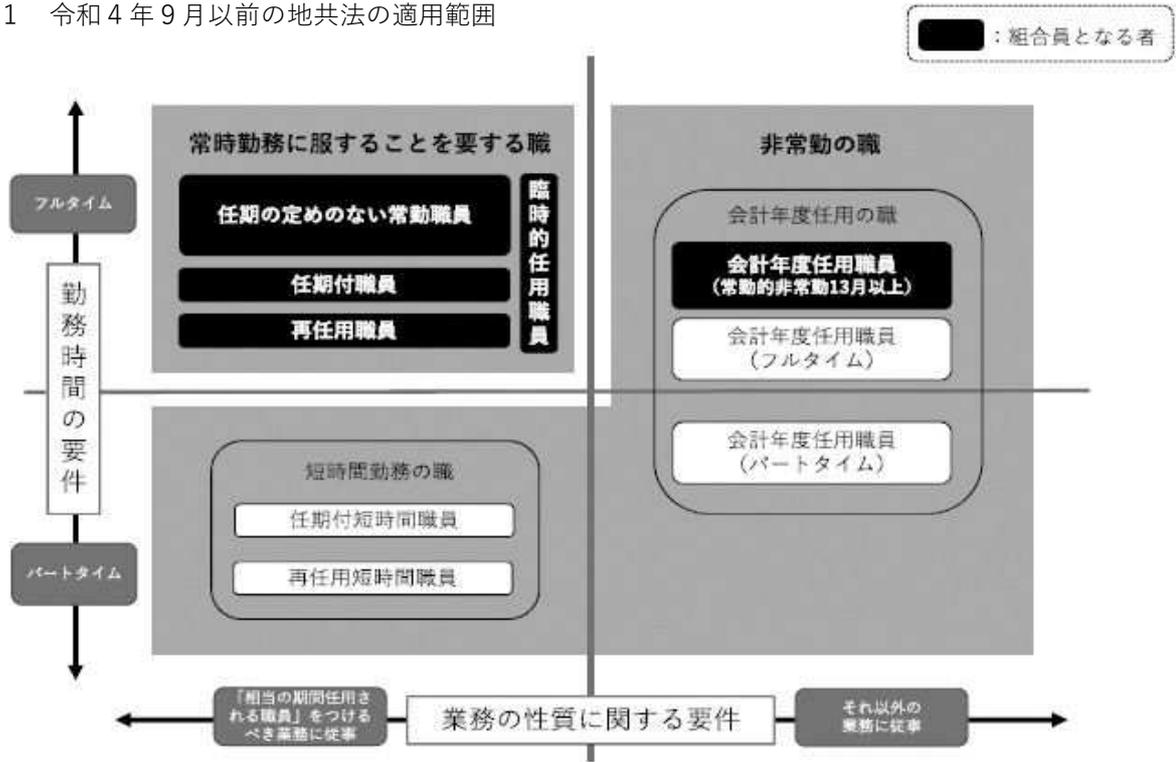
**(3) まとめ**

ホームページ、広報誌等の更なる工夫や、インパクトがあり組合員の目を引くパンフレットの配布などにより、各事業の認知度を上げる取り組みを実施されたい。

また、今後の事業展開においては「次年度への繰越金」を活用、還元していくこととなるが、支部の安定的な事業運営を図るため、保有資金が「本部の定める保有資金限度額」の概ね 50%を下回ることが見込まれた場合は事業の見直しをされたい。

制度改正による組合員の増加や、定年引上げなど不透明、不確定な要素が多い中ではあるが、各事業については組合員の意見を踏まえ、県や市町及び静岡県教職員互助組合と十分に連携を図り、組合員の福利厚生の実現を図られたい。

1 令和4年9月以前の地共法の適用範囲



2 令和4年10月以降の地共法の適用範囲

